生活援助中心型のサービスが一定回数以上の居宅サービス計画フローチャート

利用者の同意を得て交付した居宅サービス計画のうち、一月あたりの訪問介護（生活援助中心型）の利用回数が下記の回数以上の居宅サービス計画。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

介護サービス課介護班は再アセスメントや居宅サービス計画の調整等の結果について、地域ケア会議（個別会議）に報告する。

届出した居宅サービス計画は地域ケア会議（個別会議）において検討される。当該計画作成者は地域ケア会議に出席し、必要に応じて居宅サービス計画に関する説明等を行う。

再検討の必要性あり　　　　　再検討の必要性なし

**サービス継続**

再アセスメントや居宅サービス計画の調整等の結果について「居宅サービス計画の検討について」（様式４）により介護サービス課介護班へ報告する（通知日から３０日以内）。

市の検証結果の通知。

居宅サービス計画の変更あり　　　　　居宅サービス計画の変更なし

「居宅サービス計画の検討について」（様式４）に下記の書類を添付する。

・変更後の居宅サービス計画書（第１表～第７表）

「居宅サービス計画の検討について」（様式４）に下記の書類を添付する。

・再検討の内容が確認できる書類（サービス担当者会議の要点「第４表」、居宅介護支援経過「第５表」等）

**居宅サービス計画を作成した翌月末まで**に「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス計画の届出書」（様式１）に下記の書類（写し）を添付し介護サービス課介護班へ届出する。

①利用者基本情報

②居宅サービス計画書（１）「第１表」　※利用者の署名があるもの

③居宅サービス計画書（２）「第２表」

④週間サービス計画書「第３表」

⑤サービス担当者会議の要点「第４表」

⑥居宅介護支援経過「第５表」　※生活援助が必要な理由の記載がある箇所のみで可

⑦サービス利用票「第６表」

⑧サービス利用票別表「第７表」

⑨訪問介護計画書　※訪問介護事業所から提供を受けたもの